

平成26年度決算数値による 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」等の概要（確報値）

※〔 〕内は昨年度（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 （公営企業）
福 知 山 市	－〔－〕	－〔－〕	10.2〔10.3〕	105.5〔100.9〕	
舞 鶴 市	－〔－〕	－〔－〕	10.3〔10.5〕	99.1〔80.9〕	
綾 部 市	－〔－〕	－〔－〕	13.4〔13.6〕	84.2〔75.5〕	
宇 治 市	－〔－〕	－〔－〕	2.4〔3.1〕	－〔－〕	
宮 津 市	－〔－〕	－〔－〕	15.1〔14.7〕	166.7〔175.5〕	
亀 岡 市	－〔－〕	－〔－〕	11.4〔12.0〕	157.7〔146.5〕	
城 陽 市	－〔－〕	－〔－〕	9.2〔10.2〕	108.7〔97.9〕	6.2〔4.6〕（下水道）
向 日 市	－〔－〕	－〔－〕	2.8〔3.1〕	13.2〔4.0〕	
長 岡 京 市	－〔－〕	－〔－〕	1.2〔1.4〕	3.0〔1.5〕	
八 幡 市	－〔－〕	－〔－〕	▲0.1〔0.5〕	22.9〔17.9〕	
京 田 辺 市	－〔－〕	－〔－〕	4.9〔5.5〕	－〔－〕	
京 丹 後 市	－〔－〕	－〔－〕	13.4〔14.8〕	99.2〔101.8〕	
南 丹 市	－〔－〕	－〔－〕	13.9〔15.1〕	120.3〔121.2〕	
木 津 川 市	－〔－〕	－〔－〕	12.0〔12.5〕	64.0〔76.6〕	
大 山 崎 町	－〔－〕	－〔－〕	9.8〔14.0〕	52.1〔62.3〕	
久 御 山 町	－〔－〕	－〔－〕	1.6〔1.8〕	－〔－〕	
井 手 町	－〔－〕	－〔－〕	▲0.3〔1.6〕	－〔－〕	
宇 治 田 原 町	－〔－〕	－〔－〕	7.3〔8.7〕	－〔－〕	
笠 置 町	－〔－〕	－〔－〕	13.1〔14.9〕	17.9〔28.2〕	
和 束 町	－〔－〕	－〔－〕	14.4〔16.3〕	90.3〔107.7〕	
精 華 町	－〔－〕	－〔－〕	14.0〔14.1〕	111.0〔121.2〕	
南 山 城 村	－〔－〕	－〔－〕	10.8〔12.9〕	51.7〔62.3〕	
京 丹 波 町	－〔－〕	－〔－〕	14.4〔14.4〕	121.0〔117.2〕	
伊 根 町	－〔－〕	－〔－〕	8.2〔7.8〕	－〔－〕	
与 謝 野 町	－〔－〕	－〔－〕	14.1〔14.7〕	126.2〔135.2〕	
国民健康保険南丹 病 院 組 合					
国民健康保険山城 病 院 組 合					
京 都 市	－〔－〕	－〔－〕	15.0〔14.0〕	228.9〔230.2〕	14.8〔24.4〕（地下鉄）
早期健全化基準 （黄色信号基準）	11.25～15.00	16.25～20.00	25.00	350 （政令市400.0）	20.0
財政再生基準 （赤信号基準）	20.00	30.00	35.00		